

イノベーションと著作権

—米最高裁グーグル vs オラクル事件判決を題材として—

城所岩生 Iwao KIDOKORO

Keywords : グーグル、オラクル、米最高裁、イノベーション、フェアユース

1 目的

2021年4月、米最高裁はグーグルとオラクルの著作権をめぐる訴訟で、グーグルに総額90億ドルの損害賠償を求めていたオラクルの主張を退けた。本研究の目的は、この判決を含めイノベーションに大きな影響を与えた過去の判決を振り返り、わが国への示唆を模索する。

2. 方法

文献調査（関連判決および末尾の【主要参考文献】にあげた拙稿）。

3. 結果

著作物の利用を促進するための権利制限規定について、わが国では私的使用や引用のように個別に定めているが、米国では権利制限の一般規定として、利用目的が公正（フェア）であれば、作者の許可がなくても著作物を利用できるフェアユース規定を置いている。個別規定方式では権利制限規定が設けられて合法化されるまではサービスが提供できないのに対して、一般規定方式ではフェアユースが認められると判断すれば、見切り発車でサービスを開始できるため、下表のとおり、先行企業はフェアユース判決が確定する約10年前にはサービスを開始している。今回の判決のように90億ドルの損害よりもイノベーションを優先させる判決を可能にするフェアユースは、米国ではベンチャー企業の資本金と呼ばれているようにイノベーションに貢献している。このため、今世紀に入って導入する国が急増しているが、これらの国の経済成長率はいずれも日本より高い。

新技術・新サービス関連サービス合法化の日米比較

サービス名	米国でのサービス開始	米国でのフェアユース判決	日本での合法化（施行年） = サービス可能化
リバーズ・エンジニアリング	1970年代*	1992年	2019年
画像検索サービス	1990年代*	2003年	2010年
文書検索サービス	1990年	2006年	2010年
論文剽窃検証サービス	1998年	2009年	2019年
書籍検索サービス	2004年	2015年	2019年
スマホ用OS	2005年	2021年	?

* 裁判例から推定した。

4. 結論

日本でも知的財産推進計画の提言を受けて、日本版フェアユースの導入が検討されたが、二度にわたる法改正を経てもまだ道半ば。著作権関連サービスで米企業に先行され、日本市場まで米国勢に制覇されてしまう歴史を繰り返さないためにも日本版フェアユースの導入を急ぐべきである。

【主要参考文献】

- ・城所岩生「改正著作権法はAI・IoT時代に対応できるのか？ —米国の新技術関連フェアユース判決を題材として—」2018年。<https://www.glocom.ac.jp/publicity/discussion/3880>
- ・城所岩生編著、山田太郎・福井健策ほか著「著作権法50周年に諸外国に学ぶデジタル時代への対応」インプレスR&D、2021年。